

A-FIVE(ファンド)の活用の推進

- 農林漁業者の出資割合(25%超)の取扱いについては、ファンド法の3年後の見直しの中で総合的に検討することとし、当面は以下のとおり対応。
- 植物工場を含め、合併事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合について、A-FIVEの出資対象。
- 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進。
- サブファンドの出資割合の引き上げ、資本金劣後ローンの活用、農林漁業者の共同出資等多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活用することで、ファンドの活用を推進。

A-FIVEによる植物工場等への支援

- ① 植物工場への出資
加工・流通等の取組と併せて植物工場を整備する場合に出資。

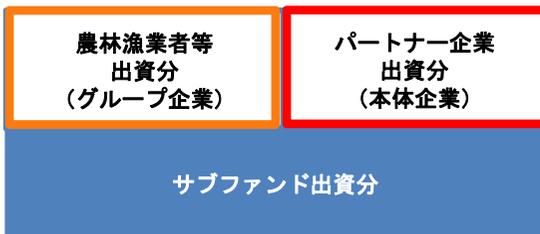


- ② 農業分野への出資
加工・流通等の取組に必要な農業生産について出資。

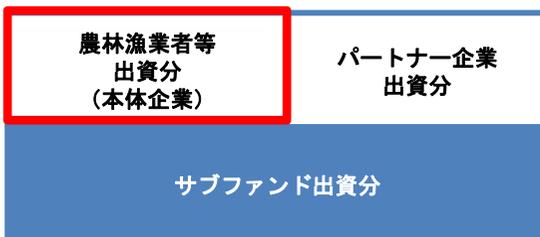
企業によるファンド活用の推進

- ① 農業に参入した企業によるファンド活用の推進

- (i) 農業参入したグループ企業のパートナー企業として参加



- (ii) リース方式により自ら農業参入し、農業者として参加



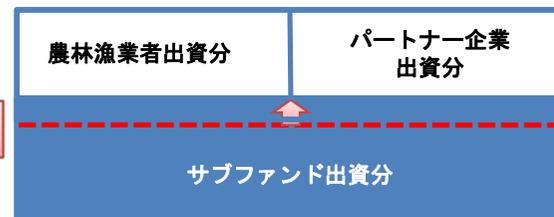
- ② ガイドラインの策定
加工・流通のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ガイドラインを示し出資案件の形成を促進。

多様な資金調達等によるファンド活用の推進

- ① 農林漁業者の実質的な出資負担の軽減
(東日本大震災の被災地域などに配慮)

- (i) 一定の条件下、サブファンドの出資割合の引き上げ

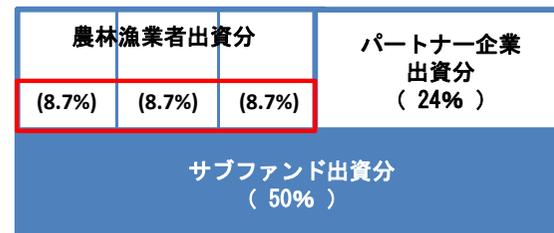
1/2



- (ii) 資本金劣後ローンの活用



- (iii) 1人当たりの出資負担額の縮小



- ② 目利き人材の活用
A-FIVEの業務運営に当たっては、引き続き、ファンド、食品会社出身者等を活用。
- ③ サブファンドとの連携強化
A-FIVEとサブファンドとのコミュニケーションの強化。